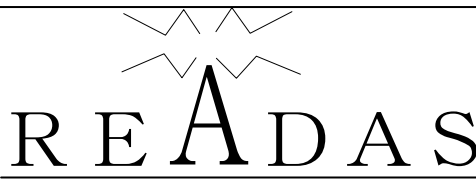


第 5096 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 10月 28日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 👉 国外財産調書の提出制度

**Q**：国外に財産を持っている場合は、財産の明細を報告しなければならないそうですが、どのようになっているのですか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

お尋ねの制度は、国外財産調書の提出制度といえます。

内容は、居住者（非永住者は除きます）で、その年12月31日において、国外財産の価額の合計額が5,000万円超の人は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書（国外財産調書）を、翌年3月15日までに、住所地の所轄税務署長に提出しなければならないというものです。

国外財産調書が適正に提出されるよう、次のインセンティブが用意されています。

- ① 国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に関して、所得税や相続税に申告漏れが生じたときであっても、その国外財産に係る過少申告加算税が5%軽減されます。
- ② 国外財産調書を提出期限内に提出しなかった場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合に、その国外財産に関して所得税の申告漏れが生じたときは、その国外財産に係る過少申告加算税が5%加重されます。
- ③ 国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は提出期限内に提出しなかった場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

